

○財務省告示第一一四
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第五号の四の規定に基づき、平成十四年七月一日財務省告示第一一四号(農林漁業金融公庫法第十八条第一項第五号の四の資金を指定する性)の一項を次のように改正する。

平成十九年四月一日 財務大臣 屋身 幸次

農林水産大臣 松岡 利勝

「次の資金」の下に「(6)から(8)までに掲げるものについては、沿岸漁業を営む者以外の者に対して貸し付けられるものに限る。」を加える。

5の次に次のように加える。

6 災害により被害を受けた漁業経営の再建に必要な資金

7 法令に基づく処分又は行政指導(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第六号に規定する行政指導をいう。)により経済的損失によるも業者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。)を受けた漁業経営の維持安定に必要な資金

8 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことのできない事由により次に掲げる「それかの経営状況(取引状況を含む。)にないで」との場合に漁業経営の維持安定に必要な資金

(1) 最近の決算期における漁業粗収益(法人においては、売上高。以下同じ。)が前回比十ペーセント以上減少してること又は最近二月の漁業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。

(2) 最近の決算期における所得率(漁業所得(法人においては、経常利益)を漁業粗収益で除したもの)を二つ以上減らすこと。

(3) 売掛金等債権の回収条件、賃貸金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。

(4) 社会的な要因による一時的な水産物価格の低下又は資材等(燃油、燃料その他の漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること。

(5) 又は来るべきあること。

(5) 社会的な要因により一時的に資材等の調達が困難となつたことにより漁業生産に支障を来してくること又は来るおそれがあること。

期に比し十ペーセント以上減少していること又は最近三月の漁業粗収益が前年同月を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。

口 最近の決算期における所得率(漁業所得(法人においては、経常利益))を漁業粗収益で除したもの(6)又は純利益額が前期に比し悪化していること。

(7) 水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によりて、水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来るおそれがあること。

○財務省告示第一一四
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)別表第一の第四号の規定に基づき、平成十四年七月一日財務省告示第一二九号(農林漁業金融公庫法別表第二の第四号の主務大臣の指定する資金で漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第九条各号に規定する資金に該当するものを定める等の件)の一項を次のように改正する。

平成十九年四月一日 財務大臣 屋身 幸次

農林水産大臣 松岡 利勝

「(6)から(8)までに掲げるものについては、沿岸漁業を営む者以外の者に対して貸し付けられるものに限る。」を加える。

8の次に次のように加える。

9 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことのできない事由により次に掲げる「それかの経営状況(取引状況を含む。)にないで」との場合に漁業経営の維持安定に必要な資金

(1) 最近の決算期における漁業粗収益(法人においては、売上高。以下同じ。)が前回比十ペーセント以上減少してること又は最近二月の漁業粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。

(2) 最近の決算期における所得率(漁業所得(法人においては、経常利益)を漁業粗収益で除したもの)を二つ以上減らすこと。

(3) 売掛金等債権の回収条件、賃貸金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。

(4) 社会的な要因による一時的な水産物価格の低下又は資材等(燃油、燃料その他の漁業生産に必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること。

(5) 又は来るべきあること。

(5) 社会的な要因により一時的に資材等の調達が困難となつたことにより漁業生産に支障を来してくること又は来るおそれがあること。

期に比し十ペーセント以上減少していること又は最近三月の漁業粗収益が前年同月を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。

口 最近の決算期における所得率(漁業所得(法人においては、経常利益))を漁業粗収益で除したもの(6)又は純利益額が前期に比し悪化していること。

(7) 水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によりて、水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来るおそれがあること。

○財務省告示第一一四
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)別表第一の第四号の規定に基づき、平成十四年七月一日財務省告示第一二九号(農林漁業金融公庫法別表第二の第四号の主務大臣の指定する資金で漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第九条各号に規定する資金に該当するものを定める等の件)の一項を次のように改正する。

平成十九年四月一日 財務大臣 屋身 幸次

農林水産大臣 松岡 利勝

「(6)から(8)までに掲げるものについては、自立支援法に基づく指定印法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百一十一号)の一項を次のように改めておる」と又は来るおそれがあること。

○厚生労働省告示第一一八号
障害者自立支援法(平成十七年法律第四百三十二号)附則第一一一条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定印法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百一十一号)の一項を次のように改めておる」と又は来るおそれがあること。

ト 水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によりて、水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来るおそれがあること。

イ 最近の決算期における漁業粗収益(法人においては、売上高。以下同じ。)が前回比十ペーセント以上減少していること又は最近三月の漁業粗収益が前年同月を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。

本社会的な要因により一時的に資材等の調達が困難となつたことにより漁業生産に支障を来してくること又は来るおそれがあること。

ホ 取引先金融機関が行政手続停止命令を受けたこととその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来していること又は来るおそれがあること。

ヘ 取引先金融機関が行政手続停止命令を受けたこととその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来して漁業生産に支障を来るおそれがあること。

ヌ 取引先金融機関が行政手続停止命令を受けたこととその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来して漁業生産に支障を来るおそれがあること。

イ 最近の決算期における漁業粗収益(法人においては、売上高。以下同じ。)が前回比十ペーセント以上減少していること又は最近三月の漁業粗収益が前年同月を下回り、かつ、今後も漁業粗収益の減少が見込まれること。

本社会的な要因により一時的に資材等の調達が困難となつたことにより漁業生産に支障を来してくること又は来るおそれがあること。

ホ 取引先金融機関が行政手続停止命令を受けたこととその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来していること又は来るおそれがあること。

ヘ 取引先金融機関が行政手続停止命令を受けたこととその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来して漁業生産に支障を来るおそれがあること。

ヌ 取引先金融機関が行政手続停止命令を受けたこととその他の理由による金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来して漁業生産に支障を来るおそれがあること。

オ 厚生労働省告示第一一四
障害者自立支援法(平成十七年法律第四百三十二号)第十九条第三項及び第三十一条第二項並びに附則第一一一条第四項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定印法施設サービス等及び基準該当障害福祉サービスに対する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百一十三号)の一項を次のように改正する。

平成十九年四月一日

